



食中毒に注意しましょう

7月から9月にかけて食中毒の発生が多い時期です。食中毒は、飲食店や旅館などで多く発生していますが、食事をする機会が最も多い家庭でも発生しています。子どもや高齢者、慢性疾患等をもっている人など、免疫力の低い人は発症しやすいため、特に注意が必要です。食中毒の原因となるのは、主に人体に有害な細菌やウイルスで、食品や手指など、身の回りの様々なところに潜んでいます。

食中毒予防の3原則

つけない

食材や調理器具、手指などから食中毒の原因菌をつけない

- 肉、魚、卵の調理後、動物をさわった後、トイレ・おむつ交換・鼻をかんだ後などは、しっかり手を洗いましょう
- 生野菜や調理済みの食品へ菌をつけないよう注意しましょう

ふやさない

食品はしっかり冷蔵保存して食中毒の原因菌をふやさない

- とくに肉や魚などの生鮮食品は購入後できるだけ早く冷蔵庫にいれ、食品を室温放置しないようにしましょう
- 冷蔵庫は10℃(生食用のものは4℃)、冷凍庫は-15℃以下に

やっつける

食品の加熱や調理器具の洗浄殺菌を徹底して食中毒の原因菌をやっつける

- 食品の中心部まで、しっかり加熱しましょう
- まな板や包丁など漂白剤や熱湯で消毒し、十分に乾燥させましょう



夏は、焼き肉やバーベキューをする機会が増える季節です

- 肉や魚は、購入してから調理まで低温で保存
- 中心部まで十分に加熱し、「生焼け」の状態を食べない
- 生肉や生魚に触れた野菜なども、十分に加熱する
- 食材を扱う箸やトングは専用のものとし、食べる時の箸と区別する
- 手をよく洗いましょう



お肉は十分に火を通して食べましょう

- 牛レバーに続いて、平成27年6月12日から飲食店等で豚の肉やレバーなどの内臓を生で提供することが禁止されました。
- シカやイノシシといったジビエ肉や鳥肉も含め、お肉には、食中毒の原因となるウイルス、細菌、寄生虫などが付着していることがあり、よく加熱することで食中毒のリスクを取り除くことができます。
- 牛肉は「生食用」の表示がないものは、十分に火を通して食べましょう。

「食育」を知っていますか? 実践していますか?

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることです。

「毎年6月は『食育月間』、毎月19日は『食育の日』」です。

県では毎年、6月の食育月間に「食育フェスタ」「食育推進シンポジウム」を開催しています。

食育フェスタ



6月6日(土)にイオンモール甲府昭和で開催しました。

「食育」の大切さを学んでいただき、家庭における「食育」の推進を図るため、小さなお子様連れのファミリーを主な対象に、山梨学院短期大学生が紙芝居やパネルシアターなどを行い、子ども達が参加できるクイズ、ゲームや食育パネルの展示を行いました。

多くのご家族の方にご来場いただきました。

食育推進シンポジウム



6月16日(火)に県立文学館で開催しました。

食は「いのち」の源!豊かな心や丈夫な体を育むために欠かせないものです。

今回は、「地産地消の一層の推進と特色ある食文化の継承」をテーマに、基調講演の他、家庭・地域、学校、交流・農林漁業の活性化における食育での活動事例発表や意見交換を行いました。基調講演は、食文化研究家清絢氏をお迎えし、「和食の原点・郷土食の魅力を知ろう」と題し、講演をいただきました。参加者は300名を超えるものとなりました。

県では食育に関し、次の登録を募集しています。

やまなし食育推進ボランティア

食育講座、料理講習会、農業体験など「食」に関する活動をしている方々に、ボランティアとして登録していただき、「食」に関する学習活動等に講師や指導者を県が仲介して派遣するものです。

また、「子ども達に食の大切さを教えてほしい」「郷土料理の作り方を教えてほしい」「食品の正しい知識を得たい」「作物の植え付けや収穫を体験したい」など、依頼内容に応じた講師や指導者の派遣の要望を受け付けておりますので、ご活用ください。

やまなし食育推進応援団(事業所)

健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報提供を行うなど、食育推進に積極的に取り組む事業所や運動に協力する事業所等を登録していただき、ステッカーを交付し、県ホームページで紹介します。



やまなし食育推進応援団

ステッカー

詳しくは、消費生活安全課まで、お気軽にお問い合わせください。電話：055-223-1588
「食育」についての詳しい情報は、県ホームページでご覧になることができます。

平成26年度 消費生活相談の概要

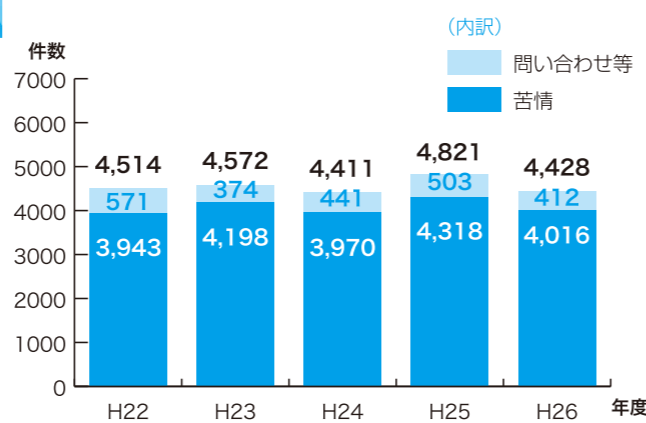
消費生活相談件数は4,428件

平成26年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は4,428件と、前年度の4,821件に比べ393件(対前年度比92%)減少しました。

相談の内訳では、問い合わせ・要望が412件、苦情は4,016件でした。



受付相談件数の推移 黒数字は相談件数



相談の主な内容

▶相談件数トップは「放送・コンテンツ等」

「放送・コンテンツ等」が886件と全体の20.0%を占めました。主な相談は、携帯やパソコン、スマートフォンなどのワンクリック詐欺に関するものです。

▶大きく増加したのは、「放送・コンテンツ等」、「インターネット通信サービス」、「役務その他」

平成25年度から大きく増加した相談は「放送・コンテンツ等」、「インターネット通信サービス」、「役務その他」でした。

逆に、「健康食品」、「融資サービス」、「相談その他」に関する相談は前年度から大きく減少しました。



▶広い年代で放送・コンテンツ等に関する相談がトップに

右の表は年代別の相談件数の上位項目を示しています。60歳代までは、携帯、スマートフォンやパソコンのインターネットに関連した架空・不当請求に関する相談が1位となりました。

70歳以上も2位となっており、すべての年代で多い相談となっています。

相談件数上位10項目

順位	項目	件数		内容
		平成26年度	前年度比	
1	放送・コンテンツ等	886件 (20.0%)	+115件	携帯・パソコンなどのワンクリック詐欺、情報通信料の架空・不当請求など
2	商品一般	310件 (7.0%)	+25件	ハガキ・封書等による架空請求で、何の商品の請求か特定できないものなど
3	相談その他	235件 (5.3%)	-152件	日常生活に関すること、個人間の貸借など
4	役務その他	170件 (3.8%)	+51件	廃品回収、祈祷、占い、ホームページ作成など
5	戸建住宅	168件 (3.8%)	+14件	売買(新築・中古)、住宅リフォーム、外壁塗装工事など
6	インターネット通信サービス	161件 (3.6%)	+58件	光ファイバー等のインターネット接続回線に関するもの
7	自動車	143件 (3.2%)	+1件	売買(新車・中古車)・整備・修理・下取り、ネット販売など
8	融資サービス	139件 (3.1%)	-52件	ヤミ金、多重債務、連帯保証人、自己破産、消費者金融の過払い金など
9	集合住宅	126件 (2.8%)	+1件	賃貸住宅の原状回復費用・敷金の返還等、マンションの契約など
10	移動通信サービス	86件 (1.9%)	-10件	携帯電話、スマートフォンの契約等、移動通信サービスに関するもの

年代別の相談件数の上位項目

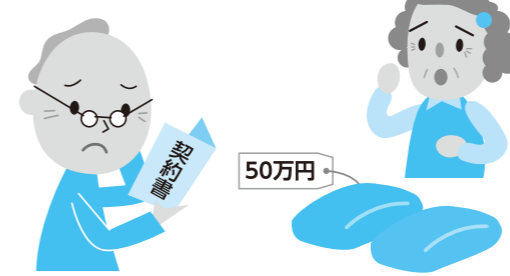
年齢	1位	2位	3位
20歳未満	放送・コンテンツ等	自動車	理美容
20歳代	放送・コンテンツ等	集合住宅	自動車
30歳代	放送・コンテンツ等	自動車	集合住宅
40歳代	放送・コンテンツ等	融資サービス	戸建住宅
50歳代	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス	商品一般
60歳代	放送・コンテンツ等	商品一般	戸建住宅
70歳以上	商品一般	放送・コンテンツ等	相談その他

年代別トラブルの特徴

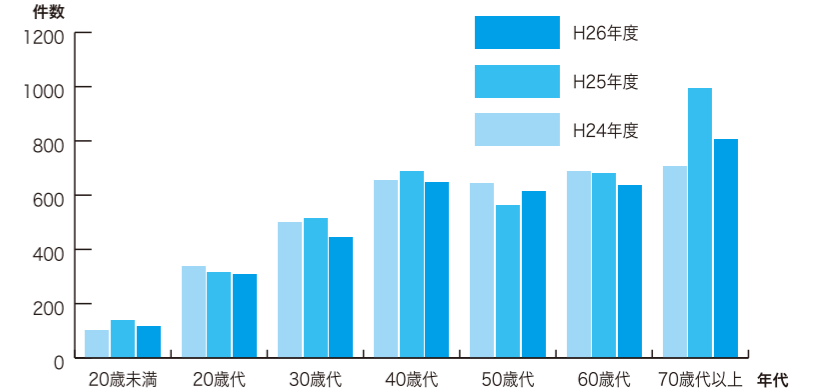
▶70歳以上からの相談がトップ!

契約当事者の年齢は70歳以上がトップで18.2%、続いて40歳代、60歳代の順となっています。

また、60歳以上は全体の32.5%を占め、前年度34.7%に比べて若干下回っていますが、依然高い傾向にあります。



契約当事者の年代別相談件数推移(不明分等除く)



購入形態別・契約当事者年代別苦情相談件数(不明分等除く)

年代	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい取引	電話勧誘販売	ネガティブオプション	訪問購入	無店舗販売
20歳未満	16	12	83	0	0	0	0	0
20歳代	91	24	139	14	9	1	1	0
30歳代	132	23	202	3	24	0	1	1
40歳代	180	31	294	2	45	1	2	1
50歳代	174	34	227	3	63	0	3	0
60歳代	180	55	179	3	87	1	10	4
70歳以上	181	92	143	5	180	11	15	8

※年代別に最大の部分に色づけしています。

▶50歳代までは「通信販売」トラブルが最多!

【事例】

スマートフォンに「アダルトサイトの退会処理がされておらず、料金が発生している。今日中に連絡がない場合は、法的手段をとり、財産を差し押さえる。」というショートメッセージが届いたが、身に覚えがない。

【対処法】

◎多くの場合、サイトの業者に連絡を取るよう仕向けてきますが、個人情報を得ることが目的ですので、**こちらから電話をしたり、メールを送るのは止めましょう。**

▶70歳以上は「電話勧誘」トラブルが多い!

【事例】

大手通信業者を名乗った業者から、今より通信料が安くなると電話勧誘があったので契約したところ、安くならなかった。そのため、解約を申し出たところ、違約金がかかるという。納得できない。

【対処法】

◎プロバイダ等の契約は、法律上の**クーリング・オフ制度はありません。**
◎契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ承諾しないでください。

その他の状況

「消費生活に関する出前講座」:昨年度は120回、延べ9,239名にご活用いただきました。

「県民生活相談」:平成26年度は家族・相続・金銭貸借・損害賠償などの法律相談1,569件、内職相談546件、土地・建物相談254件、労働相談140件、交通事故相談118件、行政相談9件、行政苦情4件が寄せられました。

電話番号3桁の消費者ホットライン「188(いやや)」が始まりました

平成27年7月1日より、最寄りの消費生活相談窓口等にご案内する「消費者ホットライン」は、3桁の電話番号**188番**での受付を開始しました。
契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は、お気軽に消費者ホットラインにお電話ください。

